

決 済 用 普 通 預 金

令和3年4月現在

1. 商品名（愛称）	・決済用普通預金（無利息型）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) （1）預入(受入)方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・随時払戻しできます。
6. 利息	・利息はつきません。
7. 税金	・利息がつきませんので税金はかかりません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・ICキャッシュカードは、新規、切替ともに1,100円の手数料をいただきます。
9. 付加できる特約事項	・個人のもので「総合口座」の取扱いができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定年利回りに0.7%上乗せした利率） ・マル優の対象ではありません。
10. 中途解約時の取扱い	
11. 金利情報の入手方法	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9時～17時、電話：0258-37-5430）にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部コンプライアンス課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる 事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取もできます。 ・預金保険制度により全額保護されます。

長 岡 信 用 金 庫